

除雪の季節が始まります

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

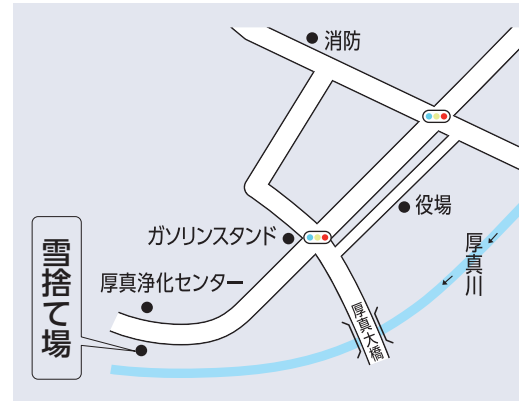
除雪作業にご理解とご協力をお願いします。

雪捨て場について

- ・雪捨て場は右図のとおり、厚真川右岸の厚真浄化センター手前（河川敷）に確保していますのでご利用ください。
- ・搬入の際はゴミや土砂などを混入しないようご協力をお願いします。

皆さまにお願い

- ・除雪の妨げとならないよう、町道や道道、歩道に車などの障害物を置かないようにお願いします。
- ・迅速かつ効率的に道路の通行を確保することを優先して作業しているため、自宅出入り口前に雪が残ってしまう場合があります。ご自宅に残ってしまった雪は、ご自身で除雪するよう、ご協力をお願いします。



子育て短期支援事業 「ショートステイ・トワイライトステイ」

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

保護者の病気や出産・育児疲れなど、家庭で一時的に養育することができないお子さんを預る事業です。

利用できる保護者

町内に住む0～18歳未満のお子さんのいる保護者で、次のいずれかに該当し、ほかに養育する人がいない方

- ①疾病
- ②育児疲れ、育児不安、他の家族の看病疲れなどの身体的または精神的事由
- ③出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由

預かり先

町が委託する施設など

利用申込

利用を希望される方は住民課窓口でご相談ください

※事前の申請が必要です。

※受入施設の空床状況や児童が病気等のため専門的な看護等を必要とする場合など、受け入れをお断りする場合があります。

利用料金

保護者の所得や児童の年齢に応じて以下のとおり一定の負担があります

【負担区分】

- ①生活保護世帯（母子、父子家庭等で非課税世帯を含む）
- ②市町村民税非課税世帯（母子、父子家庭等で課税世帯を含む）
- ③その他の世帯

短期入所生活援助（ショートステイ）

	負担区分		
	①	②	③
2歳児未満 慢性疾患児	0円	1,000円	4,300円
2歳以上児		1,000円	2,300円
緊急一時保護		0円	0円

夜間養護等（トワイライトステイ）

	負担区分		
	①	②	③
2歳児未満 慢性疾患児	0円	300円	900円
2歳以上児		300円	900円
緊急一時保護		350円	2,100円

住宅関係の補助制度

建設課 都市施設グループ ☎ 27-2325

地震対策と地球温暖化防止のための住まいの整備にかかる費用の一部を補助します。

①既存住宅耐震改修費補助

補助対象

昭和56年5月31日以前に建設した住宅の耐震改修工事

補助金額 上限30万円

②住宅太陽光発電システム設置補助

補助対象

- (1) 発電余剰電力の売買契約ができる、または発電電力をすべて自家使用とする 10kw未満の太陽光発電システムの設置
- (2) 既存の太陽光発電システムに付加して蓄電池設備を設置
- (3) 10kw未満の太陽光発電システムと蓄電池両方を設置する場合（未使用品に限る）

※令和5年4月1日以降の設置かつ令和5年度内に工事が完了し電力会社との電力需給が開始できるシステムであること

補助金額 設置工事費の30%

- (1) 限度額30万円
- (2) 限度額50万円
- (3) 限度額80万円

※北海道が実施する共同購入事業の併用可能

③ペレットストーブ等購入費補助

補助対象

住宅に設置する木質ペレットやまき等を燃料として、本体材質が鋳鉄や中鋼板と同等かそれ以上の耐久性を有する暖房器具の購入

補助金額

- ・町内で購入
本体購入価格の2分の1（限度額15万円）
- ・町外で購入
本体購入価格の2分の1（限度額10万円）

④住宅リフォーム推進補助

補助対象

補助制度①～③の工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事
※住宅リフォームだけでは該当になりません
※併用する工事によって限度額が変わります

補助金額 リフォーム費用の5分の1

- ①の工事と併用：限度額45万円
- ②③の工事と併用：限度額30万円

⑤住宅用LED照明器具等購入補助

補助対象

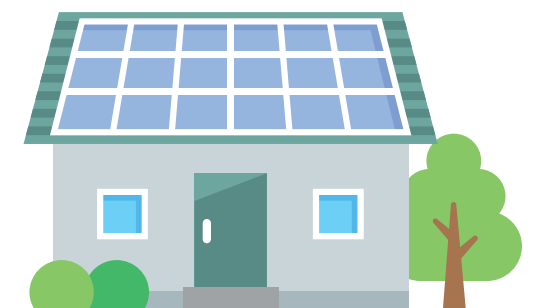
住宅用のLED電球、蛍光灯型LEDランプ、LED照明器具の購入および取り付け費用（町内の商店等からの購入限定で、世帯で1回のみ）
※平成25年から27年に申請した方も対象

補助金額 本体購入価格の3分の2

※限度額4万円

①～⑤ 共通補助要件

- ・町税の滞納がない方が対象です。
- ・町内の住宅（併用住宅の場合住宅部分に限る）に施工・設置する場合に限ります。
- ・募集期間は令和6年3月22日（金）まで。ただし、募集は予算の範囲内で行うため、先着順です。予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。



住宅街は時速30km以下で走行を！

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

町では、特に住宅地内を通行するドライバーに「減速運転」を呼びかけています。

住宅地内の道路は、町が道路管理者ですが、最高速度の規制や信号機の設置などは、道路交通法に基づき都道府県公安委員会が行っています。

道路管理者は、道路交通法では規制できない道路について、地域住民の交通安全対策として看板を設置し、減速運転を喚起しています。

住宅地内を走行するドライバーの皆さんには「危険予測運転」（急に人が飛び出してくるかもしれない運転）を心掛け、時速30km以下での走行をお願いします。

町は8月17日に「交通事故死ゼロ2000日」を達成しました。今後もこの記録を更新するために安全運転の励行をお願いします。

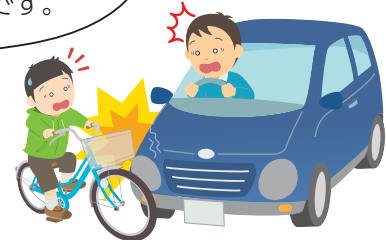


減速運転を喚起する看板

外出するときに玄関先で交通安全を気にかけていますか？

警戒心は低くありませんか？

ドライバーだけではなく、歩行者も注意が必要です。



スマホで町の情報が受け取れる！ 町公式LINEをご活用ください

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

厚真町LINE公式アカウントを運用しています。

受信設定で必要な情報が届きます

災害時の緊急情報や災害支援情報、イベント情報などを配信しています。

〔配信内容〕

- ・災害時の緊急情報
- ・災害支援情報
- ・町政情報
- ・ごみ収集カレンダー など

※受信設定のアンケートで質問に回答すると、受信したいメッセージだけを受け取ることができます。受信設定は、いつでも変更することができます。

各種証明書の請求ができます

マイナンバーカードを用いて、住民票など各種証明書も請求できます。請求された証明書は、郵送でお届けします。

利用方法

LINEを起動して、以下のいずれかの方法で厚真町公式LINEを友だち登録してください。

- ①厚真町公式LINEのID「@atsuma」を検索して友だち追加する
- ②右のQRコードを読みとり友だち追加する



お願い

- ・当アカウントへいただいた投稿等に対して、個別に回答はできません。あらかじめご了承ください。
- ・スクリーンショット画像をインターネットなどに掲載すると、情報に変更があった場合に反映されません。必ずリンク先(URLなど)を掲載してください。